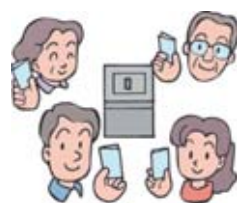


町長選挙へ行こう！

6月14日(日)は投票日！



ぼうこう、直腸、小腸の障害については特別項症から第三項症までである者と記載されている人
▼介護保険の被保険者証に「要介護状態区分が要介護5である者」と記載されている人

郵便等による不在者投票における代理記載

郵便による不在者投票をすることができる人で、自ら投票の記載をすることができない人は、あらかじめ厚岸町選挙管理委員会の委員長に届け出た人に、投票に関する記載をさせることができます。

該当する人は、次のとおりです。
▼身体障害者手帳に「上肢若しくは視覚の障害の程度が一級である者」と記載されている人
▼戦傷病者手帳に「上肢若しくは視覚の障害の程度が特別項症から第二項症までである者」と記載されている人

ほかの市町村での投票

出稼ぎなどで投票日当日、厚岸町で投票することができない人は、最寄りの選挙管理委員会です。投票用紙の請求は告示前でもできますので、早めに厚岸町選挙管理委員会に申し込んでください。
この場合、投票用紙の請求書は必ず本人の自書でなければなりません。

●選挙に関する問い合わせ／厚岸町選挙管理委員会 ☎内線 292・293

投票の注意

▽投票事務をスムーズにするため、入場券を持参してください。期日前投票、不在者投票の場合も同様です。
▽身体が不自由、または字が書けない人は、代理投票ができますので係員に申し出てください。選挙人の秘密は守ります。

期日前投票

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで自分の投票区にいない人は、事前に期日前投票を行ってください。

- 期間／6月10日(水)から6月13日(土)
- 時間／8時30分から20時
- 場所／役場庁舎2階大会議室

病院などどこでも不在者投票

不在者投票ができる病院や施設に入院、入所している人は、その場所で投票ができます。投票を希望する人は、入院している病院の病院長、入所している施設の施設長またはその代理人に投票用紙などの請求の依頼をしてください。

投票できる人

平成元年6月15日までに生まれた人で、平成21年3月8日までに厚岸町に転入の届け出を済ませ、6月8日現在で引き続き3カ月以上本町に住民登録をしている人です。

ただし、告示日までに厚岸町から転出した人は投票できません。告示日の翌日以降に厚岸町から転出する人は、転出の手続きをする前に期日前投票を行うことができます。

投票所と投票時間

今月の広報誌と同時に折り込んでいる一覧のとおりですが、第19投票区は尾幌農業研修センターから尾幌酪農ふれあい館に変更となっています。なお、6月4日以降に町内で転居した人は、転居前の投票所になります。

